

答申個第137号  
令和5年12月27日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 北村 和生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年9月21日付け保障第388号及び令和5年1月5日付け保障第625号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 かがやき元職員が障害特性を理解できていると判断出来る根拠等が分かる文書の個人情報開示請求却下処分事案（諮問個第315号）
- 2 相談受付票及び職業評価等について、かがやき元職員が障害特性を理解できていると判断出来る根拠等が分かる文書の個人情報開示請求却下処分事案（諮問個第326号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

## 2 審査会における審議

令和4年8月22日及び令和4年12月6日に提起された2件の個人情報開示請求却下処分（以下、2件の処分を合わせて「本件各処分」という。）に対する審査請求は、同一の者から提出があった類似の内容の個人情報開示請求に対する各処分について行われたものであり、また各審査請求における審査請求人の主張の内容も概ね同一であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

以下、諮問個第315号に係る請求を「本件請求1」、諮問個第326号に係る請求を「本件請求2」といい、また本件請求1及び本件請求2を合わせて「本件各請求」という。

## 3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表のとおりである。

## 4 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

## 5 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件各請求に係る文書について

#### ア 本件請求1について

本件請求1は、以下の文書について開示を求めたものである。

(ア) 審査請求人が請求書の資料として添付した医学書の記載を踏まえて、〇〇・かがやき元職員（以下「元職員」という。）が発達障害の障害特性及び精神障害の障害特性を理解できていると判断できる事由及び根拠を記した文書

(イ) 元職員が、本市と社会福祉法人京都総合福祉協会との間で締結している委託契約の第1条を遵守していると判断できる事由及び根拠を記した文書

#### イ 請求内容2について

本件請求2は、審査請求人が請求書の資料として添付した医学書の記載を踏まえて、元職員が相談受付票や職業評価上に記入した審査請求人の個人情報に関する書き込みをもって、又は元職員が作成したプロフィール票及び個別支援計画書をもって、元職員が発達障害の障害特性及び精神障害の障害特性を理解できていると判断できる事由及び根拠並びに元職員が、本市と社会福祉法人京都総合福祉協会との

間で締結している委託契約の第1条を遵守していると判断できる事由及び根拠を記した公文書を求めたものである。

(2) 開示請求することができない者からの請求であることについて

京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条においては、「何人も公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる」旨が規定されている。当該規定における「自己の個人情報」とは、開示請求者本人の情報が記録されている個人情報をいう。

まず、本件各請求は、上記のとおり元職員が発達障害等の障害特性を理解できていること、及び元職員が委託契約書の内容を遵守していることについて、それらを裏付ける公文書を求めているものであり、それはすなわち、元職員個人の知識や能力、業務遂行の仕方といった元職員への評価に係る内容が記録された公文書を求めているものであると解される。

したがって、仮に本件各請求内容を満たす公文書が存在するとしても、当該公文書に記録される情報は、審査請求人の個人情報とは認められない。

次に、審査請求人は、審査請求書において、本件各請求で求めているものが審査請求人の個人情報であると主張する。この点については、請求内容における知能の高低に係る記載部分をもって主張しているものと考えられるが、そもそも処分庁においては、審査請求人が主張しているような、審査請求人及び元職員の知能は不知であり、審査請求人の主張のみをもって、本件各請求が審査請求人自身の個人情報の開示を請求するものであるとは認められない。

以上のとおり、本件各請求は審査請求人自身の情報が記録されている公文書の開示を請求するものであるとは認められないため、開示請求することができない者からの請求として却下したものである。

なお、審査請求人は、処分庁が不存在による非開示決定処分（令和4年7月11日付け京都市指令保障第180号）（以下「別件処分」という。）をした別件の個人情報開示請求（以下「別件請求」という。）と、本件各請求の内容が同種であることは一目瞭然だと主張するが、別件請求は、元職員が作成した審査請求人に関する文書等について、当該文書等の記載内容の根拠になる公文書の開示を請求するものであり、審査請求人自身に関する情報の開示を請求するものであることが認められたため、別件処分を行ったものであり、別件請求は本件各請求と明確に異なるものである。また、同様に、処分庁が不存在による非公開決定処分（令和3年8月11日付け京都市指令保障第437号）をした別件の公文書公開請求とも、本件各請求の内容が同種であると主張しているが、当該請求は個人情報の開示を請求したのではなく、本件各請求と明確に異なることを申し添える。

(3) 以上のとおり、本件各処分に違法又は不当な点はない。

## 6 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件各請求について

ア 本件各処分は、条例14条1項、16条及び本件請求2については17条に違反している。又処分庁は、本件決定通知に於いて「開示請求することができない者からの請求である。」という意味不明な妄言を書いているが、これが条例の何条に該当するのかについても答えていないので行政手続法8条1項にも違反している。

イ 処分庁が本件各処分について条例14条1項及び16条柱書きに違反している事由は、元職員を庇っているからである。抑々、該当する公文書が存在しないのであれば、其の様に答えれば済む話であるが、其れでは元職員を庇うことが出来ないのも、処分庁は、本件各処分について「開示請求することができない者からの請求である。」という意味不明な妄言を吐く事しかできないのである。仮に其の妄言が認められるのであれば、別件処分との整合性についてどの様に説明するのか。本件各請求内容と別件処分に於ける請求内容が同種である事は一目瞭然であり、其れにも関わらず、処分内容が一致していないので、本件各請求は明らかに、条例14条1項及び16条柱書きに違反しているのも、取り消さなければならない。

ウ 処分庁は本件各請求内容が、開示請求者の個人情報で無く、元職員の個人情報であると誤解している様であるが、既に元職員が事実にも精神医学にも法律にも基づいていない、少なくとも其れ等を読み取ることが出来る公文書は「存在しない」と認めている。

エ 反論は口頭意見陳述時<sup>※</sup>に行う。

※ 行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述を指す。

(2) 本件請求1について

障害者よりも知能が低い元職員が障害特性を理解出来ているのかについて、問い質しているが、此れも元職員の個人情報で無く、開示請求者の個人情報に当たるので、処分庁は、該当する文書の存否を答えなければならない。

(3) 本件請求2について

ア 元職員が障害者特性を理解出来ているのか否かについて問い質しているが、処分庁は、別件処分において元職員に依る記述が「精神医学の通りにかかっていると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書は存在しない。」と認めているので、精神医学の通りに書く事が出来ない事は自明である。

イ 抑々、障害特性に係る情報は、元職員の個人情報で無く、障害者である開示請求者及び審査請求人の個人情報に当たるので、処分庁は、該当する公文書の存否を答えなければならない、更に、該当する公文書が存在するのであれば、条例16条に基づいて開示、或いは条例17条に基づいて部分開示しなければならない。一方で、該当する文書が存在しないのであれば、行政手続法8条1項に基づいて不存在事由を決定通知書に明記しなければならない。

ウ 元職員が委託契約書1条を遵守しているのか否かについて、問い質しているが、処分庁は別件処分において「元職員に依る諸記述が発達障害者支援法2条の2第2項及び3条4項の通りに書かれていると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書は存在しない」と認めている。

エ 発達障害者支援法は、委託契約書1条に含まれているので「元職員に依る諸記述が発達障害者支援法2条の2項及び3条4項の通りに書かれていると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書は存在しない」のであれば、自動的に「元職員が委託契約書1条を遵守していると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書も存在しない」事に為る。

## 7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、本件各請求内容に係る個人情報に審査請求人の個人情報に該当するか否かである。

### (2) 個人情報開示請求却下処分について

京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱第4の(1)は、開示請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにも関わらず開示請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該開示請求が適法でない場合は、当該請求を却下することと規定している。

本件各処分は、本件各請求が、開示請求することができない者からの請求として、当該取扱要綱の規定に基づきなされた個人情報開示請求却下処分である。

### (3) 本件各処分について

ア 処分庁は、本件各請求は、元職員が発達障害等の障害特性を理解できていること及び元職員が委託契約書の第1条を遵守していることについて、それらを裏付ける公文書を求めているが、当該請求は元職員個人の知識や能力、業務遂行の仕方等について記録された公文書を請求しているものといえるから、自己の個人情報が記載された公文書を請求したものと認められないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件各請求は元職員の個人情報ではなく、自身の個人情報の開示を請求したものであるから、文書を特定できると主張する。

ウ 個人情報開示請求は、自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点から、個人が自己の個人情報の所在と内容を知り得る手段を保障するものとして、自己の個人情報について開示を請求する権利を保障したものである。したがって、実施機関は、個人情報開示請求権を十分に尊重しなければならないが、一方で、その権利も無制限なものではなく、「個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資する」という条例の趣旨、目的に沿って適正に行使されなければならない。

エ 当審査会において、本件各請求に係る個人情報開示請求書を見分したところ、本件各請求は、元職員が発達障害等の障害特性を理解できていると判断することができること及び京都市と社会福祉法人京都総合福祉協会が交わしている委託契約書のうち第1条を元職員が遵守していると判断できることを示す公文書に記録された個人情報の開示を請求しているものであると認められる。

オ 当審査会としては、仮にそのような内容が記録された公文書があったとしても、当該公文書に記録されている内容は元職員の業務への理解度などを示す情報であり、そのような情報は元職員に係る個人情報であると考えられるから、本件各請求は審査請求人の個人情報を請求したものと認められないと判断する。

### (4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

## 諮問個第315号

請 求 日	令和4年7月25日
請 求 内 容	<p>○ 医学書に「知能が低い人が知能の高い人を了解することはどうだろうか。これは明らかに困難である。」「知能の低い人が知能の高い人を了解することは基本的に難しいといえる。」と書かれているので、此れ等を踏まえて元職員が発達障害の障害特性及び精神障害の障害特性を理解出来ていると判断することができる事由及び根拠を記す公文書（電子 mail 及び FAX を含む）</p> <p>○ 元職員が委託契約書1条を遵守していると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書（電子 mail 及び FAX を含む）</p>
処 分 日	令和4年8月8日
処 分 理 由	開示請求することができない者からの請求であるため。
審 査 請 求 日	令和4年8月22日

## 諮問個第326号

請 求 日	令和4年8月22日
請 求 内 容	<p>○ 相談受付票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元職員は開示請求者が作成した相談受付票に書き込みを行っているが、其の書き込みを以て元職員が発達障害の障害特性及び精神障害の障害特性を理解出来ていると判断する事が出来る事由及び根拠。*医学書に於いて「知能の低い人が知能の高い人を了解することはどうだろうか。これは明らかに困難である。」「知能の低い人が知能の高い人を了解することは基本的に難しいといえる。」と書かれているので此れを参照せよ。</li> <li>・ 元職員は開示請求者が作成した相談受付票に書き込みを行っているが、其の書き込みを以て元職員が委託契約書1条を遵守していると判断する事が出来る事由及び根拠。</li> </ul> <p>○ 職業評価 ケース会議記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元職員は△△・京都障害者職業センター元職員が作成した職業評価に書き込みを行っているが、其の書き込みを以て元職員が発達障害の障害特性及び精神障害の障害特性を理解出来ていると判断する事が出来る事由及び根拠。以下※と同じ。</li> <li>・ 元職員は当該職業評価に書き込みを行っているが、其の書き込みを以て元職員が委託契約書1条を遵守していると判断する事が出来る事由及び根拠。</li> </ul> <p>○ プロフィール票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元職員が作成したプロフィール票を以て元職員が発達障害の障害特性及び精神障害の障害特性を理解出来ていると判断する事が出来る事由及び根拠。以下※と同じ。</li> <li>・ 元職員が作成したプロフィール票を以て元職員が委託契約書1条を遵守していると判断する事が出来る事由及び根拠。</li> </ul> <p>○ 個別支援計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元職員が作成した個別支援計画書を以て元職員が発達障害の障害特性及び精</li> </ul>

	<p>神障害の障害特性を理解出来ていると判断する事が出来る事由及び根拠。以下※と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元職員が作成した個別支援計画書を以て元職員が委託契約書1条を遵守していると判断する事が出来る事由及び根拠。</li> </ul> <p>その他の請求内容については、審査請求において争点とされていないため記載を省略する。</p>
処 分 日	令和4年9月5日
処 分 理 由	開示請求することができない者からの請求であるため。
審 査 請 求 日	令和4年12月6日

(参 考)

1 審議の経過

- 令和4年 9月21日 諮問（諮問個第315号）
- 10月21日 諮問庁からの弁明書の提出（諮問個第315号）
- 令和5年 1月 5日 諮問（諮問個第326号）
- 2月 7日 諮問庁からの弁明書の提出（諮問個第326号）
- 10月27日 審査請求人から反論書の提出（諮問個第315号、諮問個第326号）
- 11月 8日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第7回会議）
- 12月27日 審議（令和5年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 諮問個第326号について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて準用する第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）